令和７年度　小・中学校教育課程研究協議会実施要項

１　趣　旨

　　小・中学校及び義務教育学校における学習指導要領の着実な実施に向けた教育課程の編成及び資質・能力の育成に向けた主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について協議し、各教科等における授業づくりや指導の工夫等を明らかにするとともに、各学校の教育課程の充実及び各教員の指導力向上に資する。

２　主　催　　　大分県教育委員会

３　実施内容

（１）地区別研究協議会

　　①　実施回数及び実施期日

・以下の日程例を参考に、令和７年４月から令和８年２月の期間に適当な期日を設定すること。

・実施回数や実施時期については、各地区の実態に基づき適切に設定すること。

・参集による実施が困難な場合は、オンライン開催にするなど、工夫して取組を進めること。

　　＜日程例＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １回目（４～５月） | ２回目（６～７月） | ３回目（８～11月） | ４回目（12～２月） |
| 〇全体会・全体の「改善の重点」等について説明〇部会別協議会・各教科等の「改善の重点」等の確認・研究計画の立案 | 〇部会別協議会・各教科等の「改善の重点」等を踏まえた授業研究及び協議 | 〇部会別協議会・各教科等の「改善の重点」等を踏まえた授業研究及び協議・研究団体と連携して実施した研究会等の還流報告 | 〇全体会・全体の「改善の重点」等を踏まえた報告・協議〇部会別協議会・各教科等の「改善の重点」等を踏まえた授業研究及び協議・大分県研究協議会の還流報告 |

　　②　会　場　　　各地区の事務局となる市町村教育委員会で設定する。

　　③　参加対象者　小・中学校及び義務教育学校の全教員

　　④　運　営

　　　ア　各市町村教育委員会が地域の実態に即して企画・運営に当たり、適宜大分県教育研究団体連絡協議会を構成する各研究団体の協力を得るなどして、適切な運営を図るものとする。また、企画・運営に当たり、教育事務所に協議をかけることができる。

　　　イ　各教育事務所は、適切な企画・運営が行われるよう、適宜支援や市町村間の調整を行う。

ウ　部会は、小学校15部会、中学校14部会、計29部会とし、協議内容は、大分県教育委員会が定める「令和７年度小・中学校教育課程研究協議会に係る改善の重点」によるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 小学校 | 中学校 |
| 総則、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育 | 総則、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、道徳、外国語総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育 |

エ　各学校は、部会で協議された成果に基づき適宜教育課程を見直し、授業改善を図る。

（２）大分県研究協議会

①　運　営

ア　部会は、小学校15部会、中学校14部会、計29部会とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 小学校 | 中学校 |
| 総則、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育 | 総則、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、道徳、外国語総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育 |

イ　大分県長期教育計画（素案）において示された「『教育県大分』の創造に向けた教育研究団体等の活用」により、教員の資質・能力向上や教員の負担軽減などの観点から、各部会は以下の方法により実施する。

　Ａ　研究団体が実施する研究会等への参加をもって大分県研究協議会の参加に代える。

ただし、この場合、研究団体が実施する研究会等が次の①～③の条件を満たす場合に限る。

①　大分県教育委員会の目指す授業像及び授業実践に基づいた協議（指導案審議や各地区代表による実践交流でも可）が行われること。

②　県教育委員会指導主事による行政説明の時間が設定されていること。

③　各地区から代表者が参加し、研究会等の内容が確実に各地区に還流されること。

　　　Ｂ　各地区代表者が参加する大分県研究協議会を実施する。

①　各地区代表から提出された研究協議資料に基づいた研究協議

・協議内容は、大分県教育委員会が示す「令和７年度小・中学校教育課程研究協議会に係る改善の重点」によるものとする。

・各地区の参加者は、各教科等部会の協議主題等を踏まえ、地区別研究協議会で研究された内容をもとに研究協議資料を作成し、提出する。

・作成する研究協議資料は、別途通知する。

②　県教育委員会指導主事による行政説明

　ウ　令和７年度の各部会の実施については、小学校教育研究会及び中学校教育研究会と協議の上、次のとおりとする。

**【小学校】**

**Ａ　研究団体が実施する研究会等への参加をもって大分県研究協議会の参加に代える部会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部会名 | 研究会名等 | 日時 | 会場等 |
| 国語 | 大分県小学校教育研究会国語部会夏季中央研究会 | ７月２９日（火） | 大分県教育会館 |
| 社会 | 大分県小学校教育研究会社会科部会夏季中央研究集会 | ７月２５日（金） | 大分県教育センター |
| 算数 | 大分県小学校教育研究会算数部会 | ６月６日（金） | ホルトホール大分 |
| 理科 | 大分県小学校教育研究会理科部会夏季中央研究会 | ７月末～８月初旬 | 未定 |
| 生活 | 大分県小学校教育研究会協議会生活科・総合的な学習の時間部会①理事会②夏季中央研修会 | ①６月②８月８日（金） | ①未定②大分県教育会館※総合部会と合同開催 |
| 音楽 | 大分県音楽教育研究会①理事会（年２回）②大分県音楽教育研究会（日田大会） | ①６月、２月②１０月１７日（金） | ①未定②日田市 |
| 家庭 | 大分県小学校教育研究会家庭科部会夏季研修会 | ７月下旬～８月上旬 | DENKENホール（はさま未来館） |
| 体育 | 大分県小学校体育研究会夏季中央研修会 | ７月下旬～８月上旬 | クラサスドーム大分 |
| 道徳 | 大分県小学校教育研究会道徳部会①夏季研究会②授業研究会 | ①７月末②１０月～１２月初旬 | ①未定②未定 |
| 総合的な学習の時間 | 大分県小学校教育研究会協議会生活科・総合的な学習の時間部会①理事会②夏季中央研修会 | ①６月②８月８日（金） | ①未定②大分県教育会館※生活部会と合同開催 |

　**Ｂ　各地区代表者が参加する大分県研究協議会を実施する部会**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部会名 | 日時／場所 | 留意事項 |
| 総則 | 未定 | 〇各教科等部会の協議主題等を踏まえ、以下の資料を作成すること。　①提出資料【別紙様式１】※総則部会は【別紙様式１（総則）】を使用②指導案や指導計画等（様式は任意）〇①②の提出については、別途依頼する。〇詳細については、今後送付する開催要項等で確認すること。〇総則、特別支援教育部会は小中合同開催とする。・総則については、各地区から小・中学校代表各１名が参加する。・特別支援教育部会については、各地区から小・中学校代表各１名または小・中学校代表いずれか１名の参加とする。 |
| 図画工作 | １２月２５日（木）県教育センター |
| 外国語活動・外国語 |
| 特別活動 |
| 特別支援 |

**【中学校】**

**Ａ　研究団体が実施する研究会等への参加をもって大分県研究協議会の参加に代える部会**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部会名 | 研究会名等 | 日時 | 会場等 |
| 国語 | 大分県中学校教育研究会国語部会夏季研修会 | ８月１日（金） | 未定 |
| 社会 | 大分県中学校教育研究会社会科部会①第１回理事会②夏季研修会 | ①５月３０日（金）②８月１９日（火） | ①未定②ホルトホール大分 |
| 数学 | 大分県中学校教育研究会数学部会①県教育課程研究協議会②夏季研修会 | ①５月３０日（金）②８月１８日（月） | ①未定②未定 |
| 理科 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 音楽 | 大分県音楽教育研究会①理事会（年２回）②大分県音楽教育研究会（日田大会） | ①６月、２月②１０月１７日（金） | ①未定②日田市 |
| 保健体育 | 大分県学校体育研究大会玖珠大会 | 未定 | 未定 |
| 技術・家庭 | 大分県中学校技術・家庭科教育研究協議会夏季研修会 | ７月下旬～８月上旬 | DENKENホール（はさま未来館） |
| 特別活動 | 大分県中学校特別活動研究大会 | ８月７日（木） | 大分県教育会館 |
| 外国語 | 大分県中学校教育研究会外国語部会①第１回理事会②大分県英語教育研究大会③第２回理事会 | ①６月下旬②１０月中旬～１１月上旬③２月下旬 | ①ホルトホール大分②大分県立中津南高等学校①ホルトホール大分 |

　**Ｂ**　**各地区代表者が参加する大分県研究協議会を実施する部会**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部会名 | 日時／場所 | 留意事項 |
| 総則 | 未定 | 〇各教科等部会の協議主題等を踏まえ、以下の資料を作成すること。　①提出資料【別紙様式１】　※総則部会は【別紙様式１（総則）】を使用②指導案や指導計画等（様式は任意）〇①②の提出については、別途依頼する。〇詳細については、今後送付する開催要項等で確認すること。〇総則、特別支援教育部会は小中合同開催とする。・総則については、各地区から小・中学校代表各１名が参加する。・特別支援教育部会については、各地区から小・中学校代表各１名または小・中学校代表いずれか１名の参加とする。 |
| 美術 | １２月２５日（木）県教育センター |
| 道徳 |
| 総合 |
| 特別支援 |

○上記Ａの部会において日時等が未定の部会については、各部会から出される案内文書等で確認すること。

○各地区への還流を徹底するため、上記Ａの部会が実施する研究会及びＢの部会が参加する協議会に参加する還流責任者の名簿【別紙様式２】を作成し、次の点に留意した上で提出すること。

・教育公務員特例法に基づき、研修履歴等を活用した資質の向上に関する指導助言等を行うため、令和７年度より、大分県研究協議会への参加を還流責任者の受講履歴（Plant）に記録する。

・Ａの部会が実施する研究会とＢの部会が参加する協議会では実施日や参加対象者が異なるため、受講履歴の記録は義務教育課が行う。その際、還流責任者の「PlantログインID」が必要となるため、名簿に記入すること。

・受講履歴については、次のとおり記録する。

　　研修名　Ｚ３０１　小・中学校教育課程大分県研究協議会

　　開催日　令和７年１２月２５日（木）

・還流責任者が変更になった場合には、教育事務所を経由して速やかに義務教育課に連絡すること。

**※ 本協議会への参加を還流責任者の受講履歴に記録することから、特にＡの部会が実施する研究会については、２ページに示した①～③の「３つの条件」を必ず満たすこと。**

①　大分県教育委員会の目指す授業像及び授業実践に基づいた協議（指導案審議や各地区代表による実践交流でも可）が行われること。

②　県教育委員会指導主事による行政説明の時間が設定されていること。

③　各地区から代表者が参加し、研究会等の内容が確実に各地区に還流されること。

（３）提出物

　　　各地区の教育課程研究協議会を所掌する市町村教育委員会は、次の報告書を提出すること。

　①地区別研究協議会実施計画書　【様式１－１】小学校、【様式１―２】中学校

　②参加者（還流者）名簿　【別紙様式２】

③地区別研究協議会実施報告書　【様式２―１】小学校、【様式２―２】中学校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 教育事務所提出期限 | 義務教育課提出期限 |
| 地区別研究協議会実施計画書【様式１－１】小学校【様式１―２】中学校 | 令和７年６月１０日（火） | 令和７年６月１３日（金） |
| 参加者（還流者）名簿【別紙様式２】 | 令和７年７月２２日（火） | 令和７年７月２５日（金） |
| 地区別研究協議会実施報告書【様式２―１】小学校【様式２―２】中学校 | 令和８年２月１７日（火） | 令和８年２月２０日（金） |